

川口市教育委員会一般競争入札試行実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川口市契約に関する規則（昭和39年規則第14号。以下「規則」という。）その他の規則に定めるもののほか、教育総務課において市立学校の物品の購入、備品修繕及び印刷（以下「物品の購入等」という。）を行うに当たり、一般競争入札の試行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象物品)

第2条 この要領の対象となる物品は、川口市財産規則（昭和39年規則第9号）第50条の規定により読み替えて適用される第33条第2項の規定により教育総務課長が行う市立学校の物品の購入等の措置のうち、予定価格が80万円を超え500万円以下のもの（ただし、備品修繕及び印刷は予定価格が130万円を超え500万円以下のもの）とする。

2 前項の規定にかかわらず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の規定に該当すると認められるときは、一般競争入札を行わない。

(参加資格要件)

第3条 一般競争入札に参加することができる者は、第4条に規定する告示の日から落札決定の日までの間において、次の各号に定める要件を全て備える者とする。

- (1) 当該年度における本市の物品入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 規則第2条第1項第1号の要件を備えている者であること。
- (4) 川口市有資格業者に対する入札参加等停止の措置基準（平成7年告示第437号）に基づく入札参加等停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再

生手続開始の決定を受けた者を除く。

(7) 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(8) 同一の案件に参加する者のうちに、契約締結権限を有する者が他の参加者の契約締結権限を有する者を兼ねていないものであること。

(9) 契約の履行に必要な法令等に基づく許可、資格等を備えている者であること。

2 前項第1号の参加資格については、案件毎に別途業種区分を定めるものとする。

3 第1項各号に掲げるもののほか、市長は、契約の性質又は目的により、一般競争入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、地域要件その他の資格を定めることができる。

（案件の公示）

第4条 一般競争入札により物品の購入等を行うときは、一般競争入札による物品の購入等に係る告示を公示するとともに、その写しを教育総務課のホームページに掲載する。

2 公告には、概ね次に掲げる事項を明示するとともに、仕様書を添付するものとする。

(1) 契約番号

(2) 案件名称

(3) 参加資格要件及び入札参加申込みの方法

(4) 入札日

(5) 入札場所

(6) 無効な入札

(7) その他入札に関し必要な事項

（入札参加申込み等）

第5条 一般競争入札に参加をしようとする者は、あらかじめ様式第1号の申込書を教育総務課に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、仕様の内容について現場説明会を実施することができる。

(同等品の承認等)

第6条 仕様に記載された物品と同等以上の機能を有する物品（以下「同等品」という。）により入札を希望する者は、告示において指定する期日までに様式第2号の同等品承認申請書を教育総務課まで提出し、承認を得るものとする。

2 物品の仕様等に関し質疑のある者は、告示において指定する期日までに様式第3号の質問書を教育総務課まで提出することができる。

3 同等品の承認申請及び前項の質疑に対する回答は、教育総務課のホームページに掲載する。

(入札の延期、中止、取消し)

第7条 市長は、一般競争入札において、事故が発生したとき、不正な行為があったと認めるときその他必要があると認めるときは、適宜入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをすることができる。

2 開札前に入札参加申込み者がいないときは、一般競争入札を中止し、開札後に有効な入札がないとき又は予定価格に達する入札がないときは、一般競争入札を不調とする。

(入札の辞退)

第8条 第5条第1項の申込書を提出した後、入札を辞退しようとする者は、様式第4号の辞退届を入札前に教育総務課に提出しなければならない。

(入札の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 第3条に掲げる参加資格要件を備えない者がした入札

(2) この要領の規定に反してした入札

(3) 同一案件について、同一者（代理人を含む。）が2通以上提出した入札

(4) 談合その他不正の行為により提出した入札

(5) 無記名によるもののほか、判読できず意思表示が不明瞭な入札

(6) 金額を訂正した入札

(7) 前各号に掲げるもののほか、法令違反の認められる入札

(落札候補者の決定等)

第10条 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格の範囲内で最低価格の入札

をしたものを落札候補者とする。

- 2 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2以上あるときは、直ちにくじを実施し、落札候補者を決定するものとする。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 3 落札候補者となった者は、速やかに一般競争入札の参加資格の有無につき審査を受けなければならない。

(入札参加資格の審査)

第11条 前条第3項の審査の実施に際し、市長は、当該者に対し、適宜必要な指示をすることができる。

- 2 落札候補者が前項の指示に従わないときその他入札参加資格の審査がきでないときは、当該落札候補者を落札者とししない。
- 3 入札参加資格の審査は、第1項の指示に対する応答があったときから概ね3日以内に行うものとする。

(落札者の決定等)

第12条 市長は、前条の審査により、落札候補者が一般競争入札の参加資格を有していると認めるときは、当該者を落札者として決定し、速やかに様式第5号の通知書により通知するものとする。

- 2 市長は、前条の審査により、落札候補者が一般競争入札の参加資格を有していないと認めるときは、当該者を落札者とししないこととし、速やかに様式第6号の通知書により通知するものとする。
- 3 市長は、前条第2項又は前項の規定により落札候補者を落札者としなかったときは、次順位者（その者が2以上あるときは第10条第2項の規定の例により決定した者）を落札候補者とし、当該者につき入札参加資格の審査を行う。
- 4 落札者の決定から契約締結までの間に当該者が第3条に規定する参加資格要件を備えなくなったときは、当該落札者の決定は、失効する。この場合における落札候補者は、次順位者（その者が2以上あるときは第10条第2項の規定の例により決定した者）とし、当該者につき入札参加資格の審査を行う。

(結果の公表)

第13条 一般競争入札の結果については、全入札参加者、全入札金額、落札者及

び落札金額を教育総務課のホームページで公表する。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、一般競争入札の試行実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。